（R8.4 改正）

社会福祉法人　ほほえみ福祉会

■　運　営　規　程　■

ユニット型短期入所生活介護運営規程

□　第１章　総則　□

(目的)

第１条　　この規定は、社会福祉法人　ほほえみ福祉会(以下「法人」という)が運営するユニット型短期入所生活介護(以下「事業所」という)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所に円滑な運営を図ることを目的とする。

２　　事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、短期生活介護サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念願において、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努める。

３　　事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとも連携に努める。

(事業所の名称等)

第２条　　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名称：特別養護老人ホーム　ラプラージュ

（２）　所在地：大阪府東大阪市池島町８丁目２番１０号

(利用定員)

第３条　　事業所の利用定員は１０名とする（介護予防も含む)。

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第４条　　ユニット数：１

ユニット利用定員：　２階　　ユニット「あさがお」　　１０名

（通常の送迎実施地域）

第５条　　当事業所が行う通常の送迎実施地域は次に掲げる各号の地域とする。

①東大阪市

②八尾市

③大東市

④大阪市（東成区・生野区）

□第２章　職員及び職務分掌　□

(職員の区分及び定数)

第６条　　事業所に次の職員をおく。

① 施設長(管理者)	１名
② 課長	１名
③ 事務員	１名
④ 生活相談員	１名
⑤ 介護職員	３６名（常勤換算)
⑥ 看護職員	３名（常勤換算）
⑦ 機能訓練指導員	１名
⑧ 介護支援専門員	１名
⑨ 医師(非常勤)	１名
⑩ （管理）栄養士	１名

２、前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことが出来る。

(職務)

第７条　　職員の職務分掌は次のとおりとする。

（１）　施設長(管理者)

事業所の業務を統括する。施設長に事故のあるときは、事務長が職員の職務を代行する。

（２）　課長

施設長の職務の補佐。施設長の事故のあるときは、その職務を代行する。

（３）　事務員

事業所の庶務及び会計事務に従事する。

（４）　生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

（５）　介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

（６）　看護職員

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

（7）　機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

（8）　介護支援専門員(ケアマネージャー)

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

（9）　医師(非常勤)

利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

（１０）　(管理)栄養士

給食管理。利用者の栄養指導に従事する。

２、職員等の事務分掌及び日常業務に分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第８条　　事業所の円滑な運営を図るため、次の介護を設置する。

（１）職員会議

（２）ケース会議

（３）身体拘束廃止委員会

（４）事故防止検討会議

（５）給食会議

（６）感染症対策委員会

（７）サービス向上委員会

２、会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

□　第３章　利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額　□

（サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第９条　　事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

２、　事業所は、法定代理受領サービスに該当しない居宅介護サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

３、　事業所は前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける

ことができる。

（１）食事の提供に要する費用

朝食　４２０円　昼食　７１０円(おやつ代含む)　夕食　６５０円

（２）滞在に要する費用　　ユニット型個室　２，７００円／日

（３）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用　　実　費（別途消費税要）

（４）理美容代　　カット　２，０００円／回　　洗　髪　５００円／回

顔そり　５５０円／回　　パーマ　４，０００円／回

白髪染め　３，５００円／回

（５）レクリエーション・クラブ活動に係る材料代等　実費

（６）希望者による行事費用　　実費

（７）第５条で定める通常の送迎実施地域外に利用者を送迎し自動車専用道路料金等が必要な場合　実費

（８）第１号及び第２号について、介護保険法施行規則第８３条の６の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

４、事業所は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容、費用の額について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

５、事業所は、第３項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の１ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(居宅介護サービスの内容、利用料及びその他費用の額)

第１０条　　居宅介護サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

□　第４章　運営に関する事項　□

(内容及び手続きの説明及び同意)

第１１条　　事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、滞在費等その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を帰した文章(契約書)を交付して説明を行

い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

（提供拒否の禁止）

第１２条　　事業所は、正当な理由なく指定短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第１３条　　事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じる。

（受給資格等の確認）

第１４条　　事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

２、事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護サービスの提供に努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第１５条　　事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意見を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

２、事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の３０日前には行われるように必要な援助を行う。

（入退所）

第１６条　　事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定短期入所生活介護サービスを提供する。

２、事業所は、利用申込者の数が利用定員から利用者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定短期入所生活介護サービスを受ける必要性が高いと認められる利用申込者を優先的に利用させるよう努める。

３、事業所は、利用申込者の利用に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

４、事業所は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかを定期的に検討する。

５、前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間

で協議する。

6、事業所は、利用者の心身の状況及びおかれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことが出来ると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所の為に必要な援助を行なう。

7、事業所は、利用者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努める他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

（保険給付の為の証明書交付）

第１７条　事業所は、法定代理受理サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービスにかかる費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護サービスの内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（指定介護福祉サービスの取扱い方針）

第１８条　事業所は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことが出来るようにするため、居宅サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行なう。

2、サービスの提供は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことが出来るよう配慮して行なう。

3、サービスの提供は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行なう。

4、事業所は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行なう。

5、事業所の職員はサービスの提供に当たって、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。

6、事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又はほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわない。

7　施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（3）入居者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

（４）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（５）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

８、事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（短期入所生活介護計画）

第１９条　事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

２、短期入所生活介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に従って作成する。

３、事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

４、事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付する。

（介護）

第２０条　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

２、事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

３、事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行う。

４、事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。

５、事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

６、事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

７、事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

８、事業所は、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

（食事）

第２１条　　事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

２、事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

３、事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

４、事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

（相談及び援助）

第２２条　　事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の提供等）

第２３条　　事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

２、事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者同意を得て代わって行う。

３、事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

４、事業所は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。

（機能訓練）

第２４条　　事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（健康管理）

第２５条　　事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

２、事業所の医師は、その行った健康管理に対し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

３、事業所は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

（利用者に関する保険者への通知）

第２６条　　事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

（１）正当な理由なしに指定短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（２）偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第２７条　　事業所の管理者は、当該事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

２、事業所の管理者は、職員に運営規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（勤務体制の確保等）

第２８条　　事業所は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。

２、前項の職員の勤務の体制を定めるに当たって、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行う。

（１）日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員または看護職員を配置する。

（２）夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。

（３）ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。

３、事業所は、当該事業所の職員によって指定短期入所生活介護サービスを提供する。ただし、利用者に対する居宅サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

４、事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

（定員の遵守）

第２９条　　事業所は、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（ア）　前項の職員の勤務の体制を定めるに当たって、利用者が安定して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

（イ）　事業所は、当該事業所の職員によって指定短期入所生活介護サービスを提供する。但し、利用者に対する居宅サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

（ウ）　事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

□ 第 5 章 施 設 の 利 用 に あ た っ て の 留 意 事 項 □

(持込みの制限)

第３０条　入居にあたり、刃物、アルコール類、生もの、ペット等は原則として持ち込むことは不可とする。

(面会時間)

第３１条　　面会可能時間は原則 10：00~15：00 までとする。 来訪者は必ずそのつど職員に届け出が必要とする。

(外出・外泊)

第３２条　　外出、外泊をされる場合及び食事が不要な場合は事前申し出を必要とする。

(施設・設備の使用上の注意)

第３３条

（1） 居室及び共用施設、敷地は本来の用途に従って利用して頂くこととする。

（2） 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合は、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがある。

（3） サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合は、ご契約者の居室に立入り必要な措置を取ることがある。

但し、その場合はご本人のプライバシー等の保護について十分に配慮する。

（4） 入居者及びご家族は、施設職員や他の入所者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは禁止する。

（5） 喫煙は施設内の喫煙スペース（3 階喫煙コーナー）のみ可能とする。

□ 第 6 章 緊 急 時 に お け る 対 処 方 法 □

（緊急時の対応）

第３４条　　事業所は、現に指定短期入所生活介護サービスの提供を行っているときは利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第３５条　　事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、居宅介護支援事業者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

２、事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３、事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

□　第　７　章　非　常　災　害　対　策　□

（非常災害対策）

第３６条　　事業所は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年２回以上行う。

２、事業所は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定める。

□　第　８　章　そ　の　他　運　営　に　関　す　る　事　項　□

（虐待防止に関する事項）

第３７条　施設は、利用者の人権擁護、虐待防止のため次の措置を講じる。

（１）従業員に対し虐待を防止するための研修の実施

（２）利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情・相談に対応できる体制の確立

（３）その他の虐待防止のための必要な措置

２　施設は、サービスの提供中に当該施設又は家族等関係者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（衛生管理等）

第３８条　　事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

２、事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

（重要事項の掲示）

第３９条　　事業所は、見やすい場所に、運営規程の他、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処

理体制の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第４０条　事業所の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

２、事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第４１条　事業所は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

２、事業所は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該事業所からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

（苦情処理）

第４２条　事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

２、事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

３、事業所は、提供した指定短期入所生活介護サービスに関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは掲示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

４、事業所は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。

５、事業所は、提供した指定短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

６、事業所は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（地域との連携）

第４３条　事業所は、運営にあたっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等との交流に努める。

２、事業所は、提供した指定短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関しては、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

□　第 9 章　会　計　の　区　分　及　び　記　録　の　整　備　□

（会計の区分）

第４４条　　事業所は、指定短期入所生活介護サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区別する。

（記録の整備）

第４５条　　事業所は、職員、事業所及び会計に関する諸記録を整備する。

２、事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、(1)についてはその完了の日、(2)～(5)についてはそのサービスを提供した日、(6)については通知した日から５年間保存する。

（１）短期入所生活介護計画

（２）提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）身体拘束等の態様及びその時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（４）事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（５）苦情の内容等の記録

（６）利用者に関する保険者への通知に関する記録

（法令との関係）

第４６条　　この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成２０年　　３月　１日から施行する。

この規程は、平成２１年　　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２１年　　９月　１日から施行する。

この規程は、平成２２年　　３月　１日から施行する。

この規程は、平成２５年　　４月　１日から施行する。

この規程は、令和　１年　１０月　１日から施行する。

この規程は、令和　３年　　４月　１日から施行する。

この規程は、令和　６年　　４月　１日から施行する。

この規定は、令和　８年　　４月　１日から施行する。